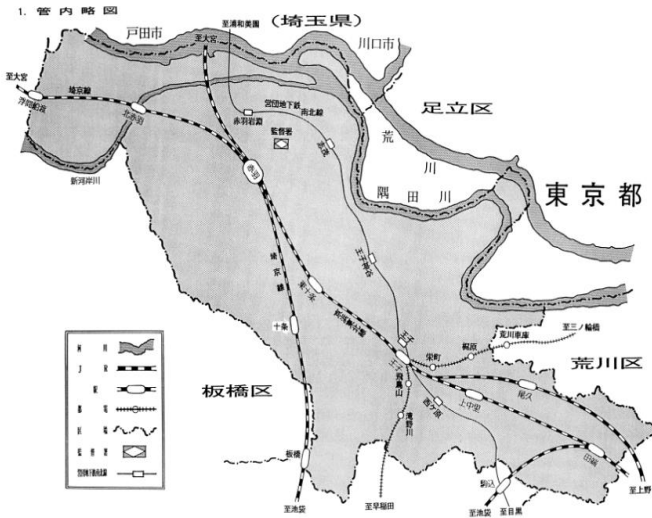


～誰もが安心して働き活躍するT O K Y O～

I 管内の概況



当署が管轄する北区は、東京都の北部、荒川の右岸に位置し、北は荒川を隔て埼玉県
の川口・戸田市に、東は荒川区、足立区に、
西は板橋区、また南は文京区と豊島区の2
市5区に隣接しています。

北区の面積は20.61平方km(東京23区中1
1番目)で、人口は、昭和40年の約452,000
人をピークに減少に転じましたが、令和4年3
月1日現在350,864人で、この10数年は横ば
いの状況です。ただ、65歳以上の高齢者人
口は年々増加し、令和4年3月1日現在で全
人口の24.6%を占めています。

交通網は、東側にJR京浜東北線・東北本線
が、西側には埼京線が池袋・新宿等のターミ
ナル駅と直結し、地下鉄南北線がほぼ区内
を縦断し都心と結んでいます。さらに都電荒
川線が区南部を横断しています。

北区はかつて、江戸の消費をささえる農業地帯でしたが、鉄道の発達、隅田川の水運等運送条件
や水資源に恵まれたこと等から、明治6年に渋沢栄一が日本で最初の株式会社である王子製紙を
設立しました。その後、赤羽台地を中心に軍施設が集中的に設置され、多くの国策産業(紙、苛性
ソーダ等)、軍需産業(衣服、火薬等)、重化学工業(肥料、農薬等)が集積し、全国と都を結ぶ物質
の集散地、生産拠点となってきました。

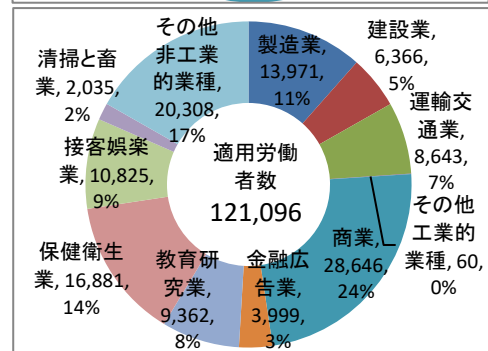
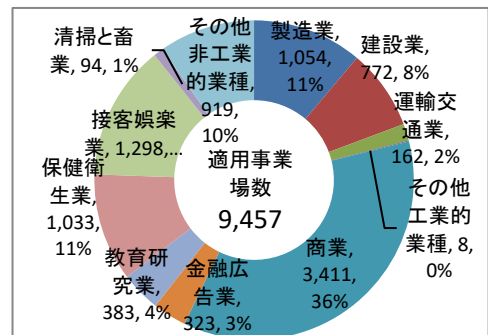
戦後になると、軍需工業の遺産と優れた立地条件を生かし、民間工場がいち早く稼働を開始し活
発に産業活動が展開され、工場従業者のための商店街も早くから形成されました。軍施設跡地は、
公団や都営等の大規模公共住宅に生れ変わり、交通の利便から都心のベッドタウンとしての性格も
強めました。昭和40年代から公害問題もあって工場の区外流出が相次ぎ、また、少子高齢化及び
人口の減少が予想されています。こうした課題に対応すべく、「北区基本計画2020」(令和2年度から
令和11年度)において、子育て施策を推進するとともに北区で学び、働き、暮らし、育てるための「子
育てファミリー層・若年層の定住化」を目指しています。

II 管内の産業等

管内の適用事業場数は9,457事業場、労働者数121,096人です。規模別では労働者数10人未満の事業場が76.0%、30人未
満の事業場では92.4%と小・零細規模の事業場が圧倒的に多
くなっています。

産業別にみると、工業的業種が減少し、非工業的業種が全
体の78.9%を占めています。特に製造業については減少の一
途をたどり、平成21年の調査では1,363事業場でしたが、平成
26年の調査では1,054事業場と約23%減少する一方、非工業
的業種では、社会福祉施設で48.5%増加しています。

管内は、古くから操業している印刷・製本業、機械器具製造
業等の小規模事業場が全域に分布しており、職住混在地帯と
なっています。地域別には、北西部の浮間地区に、大手化学工
業の工場や研究所があり、近年都心部から、ハイヤー・タク
シーの事業場が移転してきており一大基地となっています。中
央部の赤羽から王子地区には、大手印刷企業のグループ企業
が集まっています。南部の上中里から田端地区は、JR関係の
操車場や関連施設等が広い面積を占めています。また、同地
区には国立印刷局の大工場もあります。



(注) 平成26年経済センサス基礎調査に基づくもの。

Ⅲ 「働き方改革」による労働環境の整備、生産性の向上

時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得義務化等が盛り込まれた働き方改革関連法の周知を図るとともに、その適正な履行を確保します。

また、中小企業・小規模事業者が働き方改革の実行に円滑に対応することができるよう、東京働き方改革推進支援センターと連携しつつ支援を実施します。

とりくみ

- 1 時間外労働時間数が1カ月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場などに対して、重点的な監督指導を実施する。
- 2 労働時間相談・支援コーナーにおいて、特に中小企業事業主に対して、働き方改革関連法をはじめとする法令や労務管理について、きめ細かな相談・支援を行うとともに、働き方改革推進助成金の周知を図る。また、様々な機会を通して「東京働き方改革推進支援センター」の利用促進を図る。
- 3 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を確実に実施するよう徹底を図る。50人未満の事業場に対しては「北地域産業保健センター」の利用促進を図る。



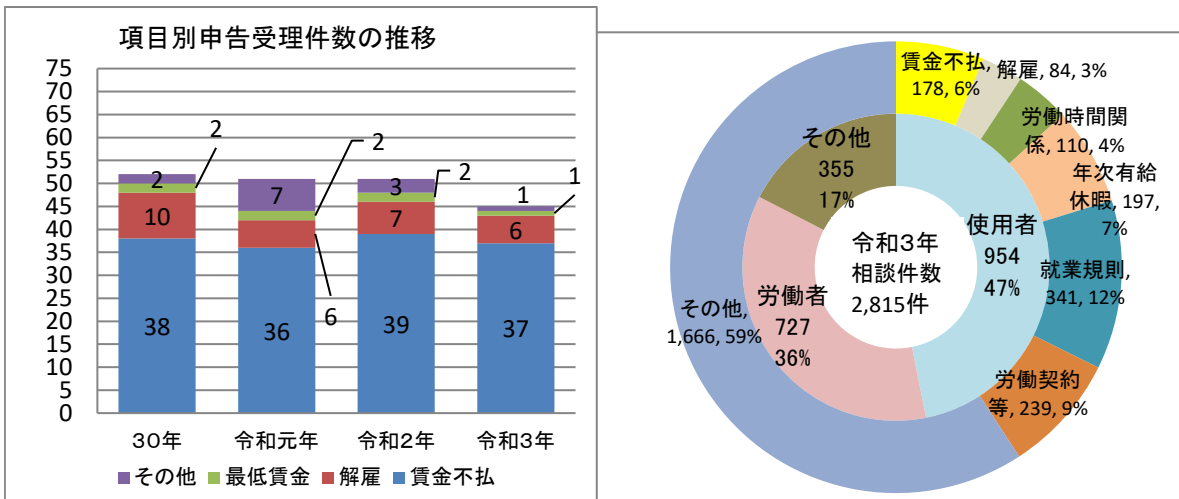
誰もが安心して働き意欲と能力を発揮できるTOKYOへ



Ⅳ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた適切な労務管理及び法定労働条件の確保等

令和3年は申告受理件数及び相談件数は前年から多少減少している。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、賃金不払、解雇の相談も増えていますが、例年と同様に年次有給休暇の取得義務や労働時間関係についての相談も数多く寄せられています。



とりくみ

- 1 当署に編成した「労働時間改善指導・援助チーム」のうち、「労働時間相談・支援班」において、中小規模の事業場に対して、平成31年4月から順次施行された改正労働基準法の周知やテレワーク等の新しい働き方に対応した適切な労務管理について、きめ細かな相談・支援等を行う。
- 2 下請中小企業等の労働基準関係法令違反の背景に、親事業者等の下請代金支払遅延等防止法等の違反が疑われる場合には、関係省庁に通報を行うなど、適切に対処する。
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響による大量整理解雇等の情報に対し、適切な労務管理がなされるよう啓発指導を実施する。
- 4 賃金不払や解雇などの問題については、速やかに対応する。
- 5 未払賃金立替払制度が適用される企業倒産事案については、適正に処理する。

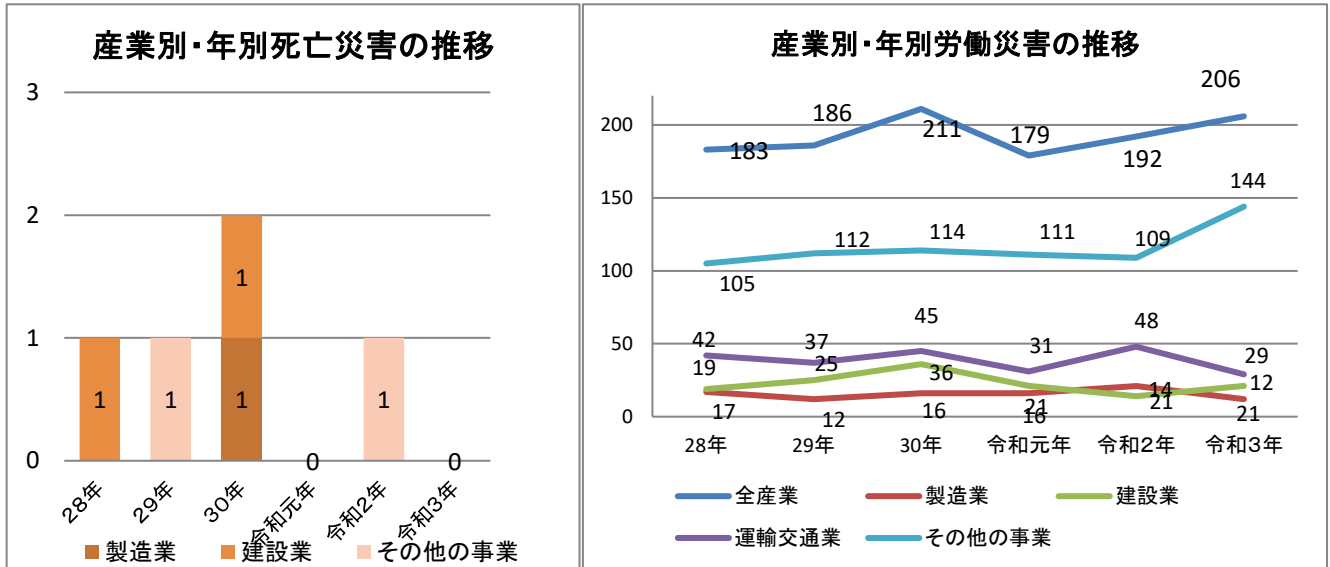
V 労働災害の防止

第13次東京労働局労働災害防止計画（5年目）

Safe Work TOKYO

令和3年に王子署管内で発生した休業4日以上死傷災害は206件で、対前年比で7.3%の増加となりました。

本年度は、第13次労働災害防止計画の5年目であり、当署の目標である死亡者数ゼロ及び死傷者数を平成29年と比較して5%減とするための取組みを推進します。



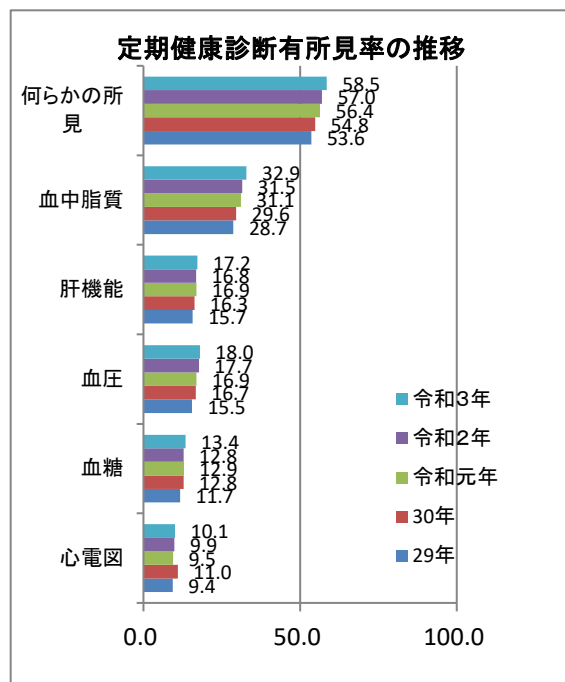
とりくみ

- 1 建設業における墜落・転落災害対策を重点とする労働災害の防止
- 2 製造業における機械災害対策を重点とする労働災害の防止
- 3 第三次産業における全社的な安全衛生対策の推進



「トップが打ち出す方針 みんなで共有
生み出す安全・安心」

VI 健康確保対策



一般健康診断の結果、「何らかの所見を有する」労働者の割合は58.5%で、中でも脳・心臓疾患の発症につながる項目で所見を有する労働者も高い率で認められます。

また、胆管がん等化学物質による健康障害の発症、長時間労働による健康障害の発生も社会的に大きな問題となっています。

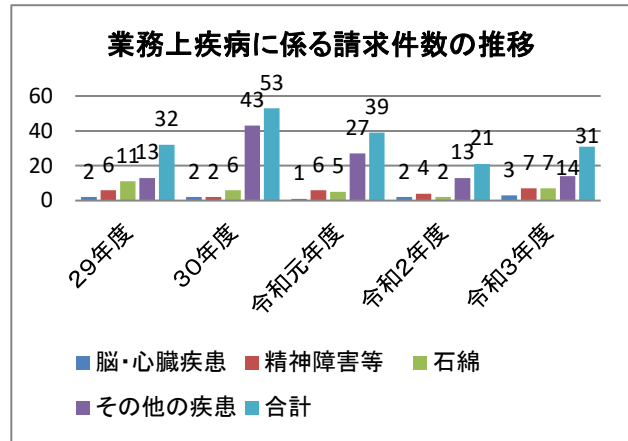
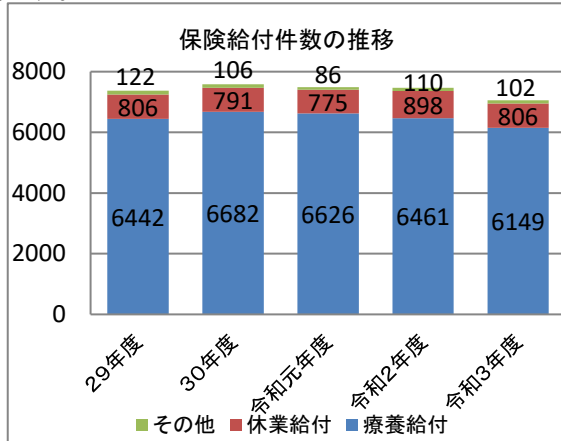
さらに、一酸化炭素中毒、熱中症、腰痛、じん肺等の職業性疾病の発生も減少していない状況にあります。

とりくみ

- 1 窓口等における職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト等のリーフレット活用等による感染拡大防止対策の取り組み
- 2 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- 3 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- 4 労働者の健康確保対策の強化

Ⅳ 迅速・適正な労災補償対策

労災保険は、原則として労働者を使用するすべての事業場に適用され、業務上の災害又は通勤災害による労働者の負傷・障害・死亡等に対して、被災労働者やその遺族のために必要な保険給付を行う制度です。



とりくみ

- 1 労災保険給付の迅速・適正な処理
- 2 労働保険未手続事業の一掃対策の推進
- 3 労災かくしの排除の徹底を期するための周知・啓発

Ⅳ 最低賃金制度の適切な運営

就業形態の多様化等、社会経済の変化に対応し、最低賃金制度が賃金水準の最低限度を保障するセーフティネットとして十分に機能させる必要があります。「ニッポン一億総活躍プラン」において、「年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。」とされています。

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。		
東京都内の最低賃金	時間額(円)	効力発生日
◎東京都最低賃金	1041円	令和3年10月1日
◎特定(産業別)最低賃金		
*鉄鋼業 *自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業 *業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業 *はん用機械器具、生産用機械器具製造業	*左記の特定(産業別)最低賃金についても、東京都最低賃金1041円が適用されます。	

とりくみ

- 1 最低賃金の周知・広報
- 2 最低賃金の履行確保のための監督指導等の強化
- 3 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業の周知及び利用勧奨

Ⅳ 親切・丁寧な窓口対応の実現

王子労働基準監督署

北区赤羽2-8-5

電話03-6679-0183(方面)

03-6679-0186(安全衛生)

03-6679-0226(労災)

